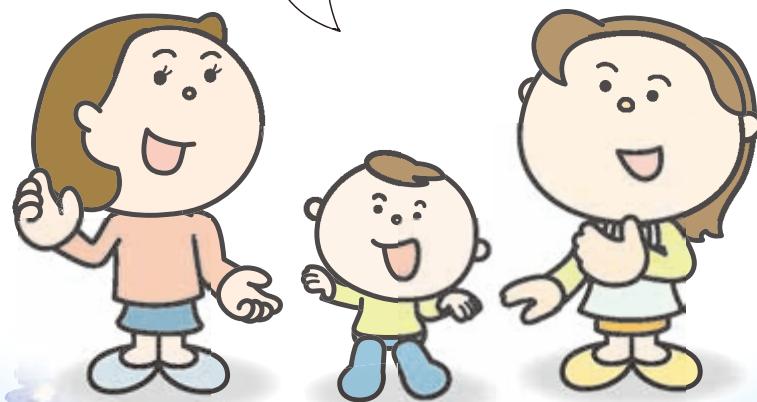


ファミリー・サポート・センター

会員の手引き

この手引きを
しっかり読んでね！



- | | |
|--------------------------------|---------|
| ① 「センターのしくみ」と「会員としてのお約束」 | P 1~2 |
| ② 活動のながれ（援助が必要になったら、事前打合せ） | P 3~4 |
| ③ 活動のながれ（援助活動、センターへの報告、自家用自動車） | P 5~6 |
| ④ 報酬の基準と計算方法 | P 7~8 |
| ⑤ 補償保険制度について | P 9~10 |
| ⑥ 活動に必要な書類について | P 11 |
| ⑦ 新宮町ファミリー・サポート・センター会則 | P 12~13 |
| ⑧ Q & A | P 14 |

社会福祉法人

新宮町社会福祉協議会 新宮町ファミリー・サポート・センター

Family Support Center

「センターのしくみ」と「会員としてのお約束」

センターの円滑な運営のために、事業の趣旨をご理解いただき、活動していただきますようお願いいたします。

センターについて

育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人が会員となり、センターが仲介して会員同士で支え合う会員組織です。

報酬について

まかせて会員による相互援助活動は「有償ボランティア」。報酬は援助に対するお礼の気持ちという性格のもので、お金でサービスを買うというものではありません。おねがい会員とまかせて会員が同等の立場で、お互いに協力しながら、子どもにとって望ましい育児をする共同作業という認識が大切です。

準委任契約について

相互援助活動は、おねがい会員とまかせて会員による「準委任契約」に基づくものです。つまり、「おねがい会員とまかせて会員の主体的合意と責任のもとに実施される」性格のものですから、基本的には報酬額、支払い方法など、当事者間で取り決められるところですが、会員同士によるトラブルや事故も予想されます。そこで、センターではルールを決め、そのルールに基づき活動してもらっています。

事故について

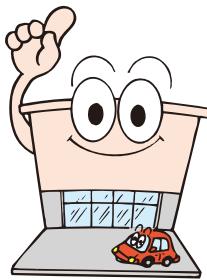
「準委任契約」に基づく考え方は事故についても同じです。相互援助活動中に生じた事故は、当事者である会員相互間において解決することとなっており、センターが責任を負うものではありませんが、会員の負担軽減のため、センターでは「ファミリー・サポート・センター補償保険」に加入し、起った事故についてはその保険で対応しています。手続きはセンターをとおして行われ、事故が発生した場合にセンターは円滑な解決に向けて会員間の連絡・調整を行います。

ただし、対象となるのは「傷害保険」「賠償責任保険」のため、全てを補償するものではありません。安全に子どもを預かることを第一に考え、会員同士のトラブルや事故を避けるために、当事者間で事前に十分な打合わせを行い、共通の認識を持って相互援助活動を行うことが必要です。

その他

- ・個人情報が他に漏れることがないよう十分に気をつけ、お互いのプライバシーを守ります。退会後も同様です。
- ・センターの活動を政治・宗教・営利等の目的に利用することはできません。
例) 化粧品、健康食品、講演会などのチラシを渡す、またはすすめるなど。

<センターのしくみ>



- 「交流会」などを開催。
- まかせて、どっちも会員対象「フォローアップ講座」(年2回)実施。

援助依頼

会員との連絡調整などは、センターのアドバイザーが行います。

援助活動の報告



おねがい会員
(子どもを預かってほしい人)

- 新宮町内在住または勤務の人
- 生後6か月～小学6年生までのお子さんがいる人
- センターが実施する講習を修了した人

*一番下のお子さんが小学校を卒業したら自動的に退会

会員同士で援助活動



まかせて会員
(子どもを預かれる人)
どっちも会員
(おねがい会員とまかせて会員を兼ねている人)

- 新宮町内に在住し、心身ともに健康で自宅で安全に子どもを預かれる人
- 年齢・性別・資格は問いません。
- センターが実施する会員養成講座を受講・修了した人

会員同士の助け合い活動のため、通常の仕事とは異なります。
(報酬は、援助に対するお礼の気持ちという性格のものです。)

センターからのお願い

- ① 住所、氏名、連絡先等に変更があった場合はセンターに連絡してください。
- ② 「会員証」を紛失した場合はセンターに連絡し、退会するときはセンターに返還してください。
- ③ センターでは、年度末に会員登録情報の確認を行っています。お手元に「会員登録確認カード」が届いたら、必ずセンターに返信してください。
※返信がない場合は、会員資格が喪失されることがありますのでご注意ください。

活動のながれ

援助が必要になったら

● 援助の申し込み

(おねがい会員⇒センター)

「具体的な日時」「内容」をセンターアドバイザーに連絡。

※初めての依頼は依頼日の1週間以上前までにお願いします。

まかせて会員さんが見つかりましたよ。
○○にお住まいの○○さんです。



● まかせて会員の紹介 (センター⇒おねがい会員)

センターアドバイザーが援助できるまかせて会員を探して紹介。

※活動できるまかせて会員を紹介できない場合もあります。



事前打合わせ

● 事前打合わせの準備 (おねがい会員⇒まかせて会員)

①おねがい会員は紹介されたまかせて会員に連絡して日時を決める。

②【援助活動依頼申込書】の作成。

お昼寝をお願いします。

寝付きや寝起きは良いですか？

● 事前打合わせ当日

(おねがい会員・子ども⇒まかせて会員宅)

【援助活動依頼申込書】に沿って打合わせし、終了後は

まかせて会員が署名。

絵本が好きです。

どんな遊びが好きですか？

お互いに1部ずつ保管。

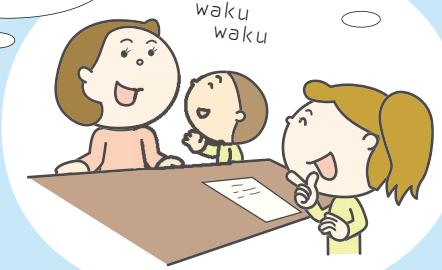
アレルギーがあるのでおやつは持参します。

食事は準備しますか？

● 事前打合わせ報告

(おねがい会員⇒センター)

おねがい会員は、センターに事前打合わせの結果を報告。お互いが援助を了承したことを、センターアドバイザーが確認してから援助活動が開始します。



※一度、援助活動をしたまかせて会員とは、2回目以降、

事前打合わせの必要はありません。

※事前打合わせにセンターアドバイザーは立ち会いません。

[援助活動依頼申込書]

事前打合わせに必ず持つて行きます。

詳しく
書きましょう。

食事やおやつの
提供を希望する
ときは、金額も
十分に話し合っ
て決めましょう。

打合わせ後、ま
かせて会員が記
入します。

複写式
1枚目はおねがい
会員、2枚目はま
かせて会員が保管
します。

援助活動依頼申込書（事前打合わせ内容）

おねがい会員記入

援助活動依頼申込書
(事前打合わせ)
【2枚複写】

まかせて会員記入

※緊急時の連絡
先は必ず連絡の
とれるところを
記入してください。
アレルギー、気
をつけてほしい
ことなどは詳し
く記入します。

預り可能な時間を
明記します。

【保育所等への送迎の場合】

- ①おねがい会員は、まかせて会員が送迎することを、保育所の責任者等に事前に連絡して
ください。※幼稚園、小学校、おけいこ事などへの送迎の場合も同様です。
- ②雨が降った時の送迎方法もあらかじめ決めておきましょう。

おねがい会員のみなさんへ

活動を円滑に続けていくためのお願いです。

1. 子どもの体調が急変することもあります。活動中は、まかせて会員と連絡が必ずとれ
るようにしてください。
2. 事前打合わせと異なる活動をお願いするときは、必ず事前に相談してください。
3. 約束した時間は守りましょう。（開始・終了時間）
※変更があれば、まかせて会員に必ず早目に連絡しましょう。
4. 相互援助の上に成り立つ活動です。まかせて会員への感謝の気持ちを忘れずにお願いし
ます。

活動の依頼、報告などはセンターをとおしてください。

ただし例外として…

事前打合わせ済みの会員同士の場合は、緊急時やあらかじめ援助活動日がわかっている時
は直接連絡することができます。

⇒その後、必ずセンターにご報告を。

※センターが把握していない活動は、事故の補償保険の適用が受けられません
のでご注意ください。

援助活動

●依頼内容に沿った援助活動

※活動中は常に会員証を携帯してください。

●報酬を直接手渡し（おねがい会員⇒まかせて会員）

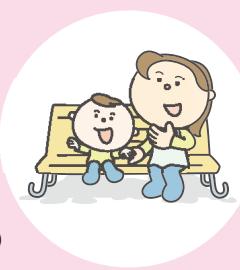
●「援助活動報告書」の作成・手渡し（まかせて会員⇒おねがい会員）

※おねがい会員にサインをもらったら3枚目をおねがい会員に渡します。

※おねがい会員が子どもを迎える前に、記入できるところは記入しておきましょう。

※兄弟・姉妹の場合や、1人で1日2回以上の活動の場合は、1枚にまとめて記入できます。

※毎日、同じ時間・内容などの活動の書き方や不明な点はセンターアドバイザーにご相談ください。



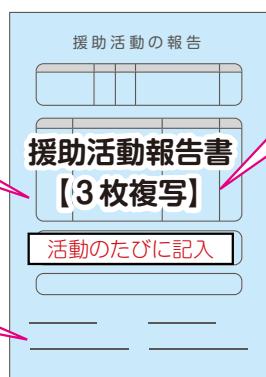
※おねがい会員に渡す「援助活動報告書」は領収書代わりです。

まかせて会員は必ず、署名をしてください。

【援助活動報告書】

援助活動中の子どもの様子や感想などを記入します。

お互いに内容を確認し、署名します。



1・2枚目はまかせて会員
(※ただし、2枚目をセンターへ提出)
3枚目はおねがい会員が保管します。

※キャンセル料の受け渡しがあったときも活動報告書を作成します。
※公園で遊ぶなど、まかせて会員の自宅を出る場合は、事前におねがい会員と打合せしておきます。

センターへの報告(まかせて、どっちも)

●月末に整理してセンターへ提出



おねがい会員ごとにまとめる



日時、時間数、報酬などを記入します。

活動内容を番号で記入します。

おねがい会員ごとにまとめて作成します。

期日
厳守

翌月5日までにセンターに提出

※活動に必要な用紙の入手方法は
11頁をご覧ください。

自家用自動車、タクシーの使用について

原則は、地域の中で徒歩または公共交通機関等を利用した活動を行ってもらっていますが、「公共交通機関が少ない」「距離がある」「雨の日に使用したい」など、自家用自動車や、タクシーの使用を会員が希望し、必要があるときは**町内のみ**使用することができます。

ただし、補償保険には下記のとおり制限があり、まかせて会員の負担があります。
使用については、十分な検討をお願いします。

事前にセンターをとおして次の手続きが必要です。

タクシーも合意書が必要です。

- ①会員相互が了承していることを確認する。
- ②会員相互で『合意書』を交わす。

必ず事前にセンターに相談を！

※『合意書』を交わす前は使用できません。
まかせて会員は使用する車の自動車保険証
コピーを提出下さい。

※センターの様式を使用し、「合意書」には、ガソリン代・チャイルドシート使用・補償保険・事故について記載しています。

【補償保険の適用について】

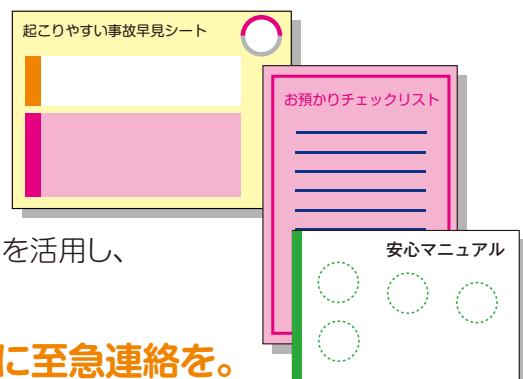
- 『傷害保険』 →まかせて会員や子どものケガは適用されます。
- ✖ 『賠償責任保険』 →センターの保険には自動車保険は組み込まれていないため適用されません。よって、事故の相手方のケガの補償や車などの物損の補償、まかせて会員の車の修理の補償も適用されません。まかせて会員が加入している自動車保険での対応となります。

※自転車・バイクを利用した送迎はできません。

まかせて会員のみなさんへ

1. 安全な活動のために

「起こりやすい事故早見シート」
「お預かりチェックリスト」
「子どもの事故防止安心マニュアル」などを活用し、
安全な活動に心がけてください。



→もし事故が起こったらセンターに至急連絡を。

※おねがい会員の子どもがケガをした場合は、すぐにおねがい会員と連絡をとるとともに、ケガの治療を優先し、それからセンターに連絡をお願いします。

2. 援助活動中は、常に「会員証」の携帯を忘れずに。

3. 「報告書」「活動実績カード」の提出期日を守りましょう。

報酬の基準と計算方法

新宮町ファミリー・サポート・センターの報酬基準は次のとおりです。

●活動時間は、「子どもと会った時から子どもと別れるまで」の時間です。

	区分	報酬基準額	
		1時間当たり	1時間を超えた場合の15分当たり
1	月曜日～土曜日 (祝日を除く) 7:00～19:00	600円	150円
2	19:00～21:00	800円	200円
3	日曜日・祝日 (12/31～1/3含む)	800円	200円
4	送り迎えを行う場合	上記報酬にプラスして活動1回につき100円(送迎料)	

最初の1時間	1時間に満たない場合でも1時間として計算 ※ただし、報酬基準額がまたがる時間帯の場合は15分単位
1時間を超えた場合	15分単位で計算
兄弟・姉妹を預かる場合	2人目から、報酬を半額で計算
おねがい会員の実費負担	(例) 食事代、ミルク代、おやつ代、公共交通機関・タクシー利用代など ※特定のものを希望する場合はおねがい会員が用意してください。
送り迎えを行う場合(送迎料)	・子どもの人数、送迎箇所数、距離には比例しません。 ・まかせて会員が自宅以外の場所に出向いて活動する場合も含みます。

【キャンセル料(取消料)について】

おねがい会員は、次回サポートの時、または1ヶ月以内のいずれか早い方でキャンセル料を支払います。ただし、自然災害・感染症拡大による当日キャンセルは、おねがい会員の子ども・まかせて会員の安全の確保の必要性、おねがい会員の一方的な理由によるキャンセルではないことから「無料」とします。

おねがい会員がセンターにも忘れずに連絡して下さい。

前日までの取消	無料
当日のお預け前までの取消	300円又は400円(報酬1時間分の半額) ※兄弟・姉妹、送迎料は取消料加算なし
お預かり時間以降の取消	全額(報酬+実費)



計算方法

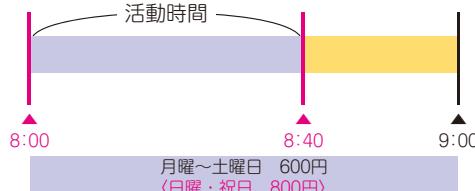
● 1時間当たり600円（月曜日～土曜日 7:00～19:00）の間の場合

< 1時間当たり800円（日祝日及び19:00～21:00）の間の場合>の計算方法

活動時間が1時間に満たない場合

例 8:00～8:40（40分）の場合

- ・1時間とみなして計算



報酬額 600円 <800円>

活動時間が1時間以上の場合

例 17:30～18:50（1時間20分）の場合

- ・1時間30分とみなして計算



報酬額 900円 <1,200円>

実際の活動時間	みなし時間	計算式
40分	1時間	$600\text{円} \times [1] = 600\text{円}$ $<800\text{円} \times [1] = 800\text{円}>$
1時間10分 (※1.17時間)	1時間15分 (※1.25時間)	$600\text{円} \times [1.25] = 750\text{円}$ $<800\text{円} \times [1.25] = 1,000\text{円}>$
1時間20分 (※1.33時間)	1時間30分 (※1.5時間)	$600\text{円} \times [1.5] = 900\text{円}$ $<800\text{円} \times [1.5] = 1,200\text{円}>$
1時間40分 (※1.67時間)	1時間45分 (※1.75時間)	$600\text{円} \times [1.75] = 1,050\text{円}$ $<800\text{円} \times [1.75] = 1,400\text{円}>$

※ 1時間（60分）を1として計算しています。

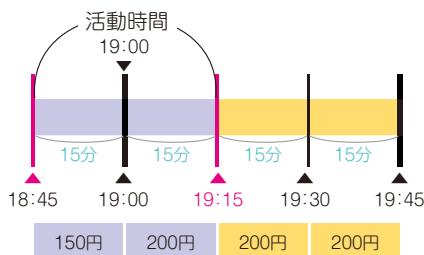
● 報酬金額がまたがる時間帯の場合の計算方法（月曜日～土曜日、除く祝日）

15分単位で計算する。

活動時間が1時間に満たない場合

例 18:45～19:15（30分）の場合

- ・1時間とみなして15分単位で計算

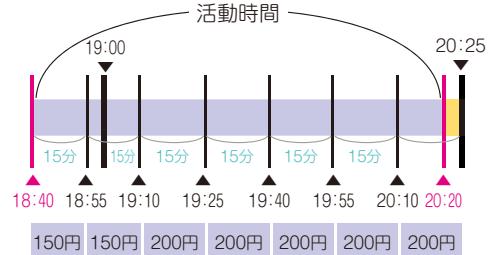


報酬額 750円 $(200\text{円} \times 3) + (150\text{円} \times 1)$

活動時間が1時間以上の場合

例 18:40～20:20（1時間40分）の場合

- ・1時間45分とみなして15分単位で計算



報酬額 1,300円 $(150\text{円} \times 2) + (200\text{円} \times 5)$

補償保険制度について

センターでは、援助活動中や、事前打合わせ中の事故に備えて保険に加入しています。
※補償額は年度によって異なることがあります。

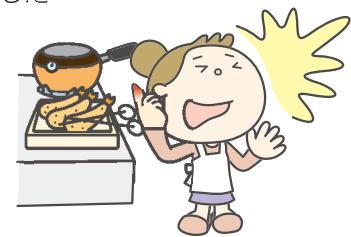
1. まかせて会員傷害保険

まかせて会員が、ファミリー・サポート・センターの斡旋による援助活動中や、自宅とおねがい会員の子ども宅や保育所等への往復途上（自宅との通常の経路）において急激かつ偶然の外来の事故により傷害を被ったときに保険金が支払われます。

事由	補 償 額	内 容
死 亡	700万円	事故日より180日以内の死亡
後 遺 障 害	程度により21万円～700万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院（1日）	4,500円	事故日より180日を限度
手術保険金	4,500×所定倍率 (10、20、40倍)	事故日より180日以内の手術
通院（1日）	2,000円	事故日より180日以内の通院でかつ90日を限度

【対象例】

- 子どもを預かりに行く途中、雨で濡れた階段で滑ってケガをした
- 子どもの食事を調理中、やけどをした
- 熱中症、細菌性食中毒



【対象とならない主な例】

- ケガでないもの（脳疾患、靴ずれ、しもやけ）
- むち打ち症や頭痛で、他覚症状がないもの
- 故意、けんか等によるもの
- 地震、噴火、津波によるもの
- 疾病（持病の悪化等を含む）

2. 賠償責任保険

まかせて会員が、援助活動中、監督ミスや提供した飲食物等が原因で第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に被る損害に対して保険金が支払われます。

事由	てん補限度額（補償額）
対人・対物賠償（1事故につき）	2億円
おねがい会員からの預かり品の 損壊・紛失・盗難	50万円

【対象例】

- まかせて会員の不注意でお湯がこぼれ、子どもに大やけどをさせてしまった
- おねがい会員から預かっていたベビーカーを壊した

【対象とならない主な例】

- 故意、天災、暴動等によるもの
- 自動車の所有・使用・管理に起因するもの

3. おねがい会員のお子さまの傷害保険

おねがい会員の子どもが、援助活動中に急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合、まかせて会員の過失の有無にかかわらず保険金が支払われます。

事由	補償額	内容
死 亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後 遺 障 害	程度により15万円~500万円	事故日より180日以内の後遺障害発生
入院(1日)	3,000円	事故日より180日を限度
手術保険金	3,000×所定倍率 (10、20、40倍)	事故日より180日以内の手術
通院(1日)	2,000円	事故日より180日以内の通院でかつ90日を限度

【対象例】

- 子どもが階段から落ち、ケガをした
- 子どもが転んでケガをした
- 熱中症、細菌性食中毒



【対象とならない主な例】

- ケガでないもの（脳疾患、靴ずれ、しもやけ）
- むち打ち症や頭痛で、他覚症状がないもの
- 故意、けんか等によるもの
- 地震、噴火、津波によるもの
- 疾病（持病の悪化等を含む）

4. まかせて会員災害見舞金制度

おねがい会員の子どもが、まかせて会員宅の財物を壊した場合に、まかせて会員に対して10万円を限度にお見舞い金が支払われます。（ただし、3千円未満は対象になりません。）

また、まかせて会員の家族にケガをさせた場合なども見舞金が支払われます。金額・対象については、センターに問合せください。

【対象例】

- まかせて会員の家族がケガをさせられた
- まかせて会員の家の物を壊された
- まかせて会員の自家用車の備品等を壊された

ご注意ください

センターが把握していない活動は、事故の補償保険の適用が受けられません。
必ずセンターに活動依頼の連絡をしてください。

注意事項

■お預かりは7時～21時までです。

■服薬（吸引等の医療行為を含む）の依頼は禁止します。

（塗布薬の場合は依頼書を記入して頂きますのでセンターへご連絡ください。）

■病児のお預かりはしていません。

○原則として・まかせて会員の自宅で子どもを預かります。

※ただし多胎児やお母さんが病気（感染症以外）やケガの場合、

会員である保護者在宅でのおねがい会員の自宅でのお預かりを可とします。

・徒歩または公共交通機関などを利用した活動を行います。

○兄弟・姉妹は一緒に預かりますが、2家族の子どもを同時に預かることはできません。

○毎日の援助をご希望の場合は、複数のまかせて会員の援助となる場合があります。

活動に必要な書類について

活動に必要な書類は3種類です。

書類（様式3種類）

様式1 【援助活動依頼申込書（事前打合わせ内容）】

（濃いピンク・2枚複写）……………おねがい会員記入

様式2 【援助活動の報告】（青色・3枚複写）……………まかせて会員記入

様式3 【援助活動実績カード】（ピンク色）……………まかせて会員記入

足りなくなったら下記のいずれかの方法でお願いします。

取得方法

1. センターに受け取りに来る。（無料）

2. ホームページからダウンロードして印刷する。

【方法】

①「新宮町社会福祉協議会」のホームページを開く。

②「子育て中の方へ」をクリック。

※【援助活動実績カード】以外は複写式のため、ダウンロード等の際は決められた枚数に同じ内容を記入してください。

（コピー可）

新宮町ファミリー・サポート・センター会則

(名称)

第1条 本会は、新宮町ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、社会福祉法人新宮町社会福祉協議会内（新宮町緑ヶ浜四丁目3番1号）に置き、センター長は社会福祉協議会事務局長をもって充てる。

(目的)

第3条 センターは、地域において子育ての援助を行いたい者と子育ての援助を受けたい者を会員として登録し、会員相互による子育ての援助活動を行うことにより、地域における子育て支援の推進を図るとともに、仕事と育児の両立支援や児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(センターの業務)

第4条 センターはアドバイザーを配置し、次の業務を行う。

- (1) 会員の募集
- (2) 会員の登録業務
- (3) 会員の相互援助活動の調整
- (4) 会員の交流会の開催
- (5) まかせて会員養成講座の開催
- (6) おねがい会員登録講習の開催
- (7) まかせて会員フォローアップ講座の開催
- (8) センター紹介チラシ発行、活動の手引き発行等広報活動の実施
- (9) 実施計画書の作成（履行開始時）
- (10) 実施報告書作成（毎月）
- (11) 事業に関する予算・決算・経理
- (12) 事業の収支状況の作成（4半期毎）
- (13) 事業実績報告書の作成（年度末）
- (14) 他当事業の目的の達成に必要な業務

(運営)

第5条 センターの運営は、新宮町から委託を受けた社会福祉法人新宮町社会福祉協議会が行う。

(会員)

第6条 会員は、子育ての援助を行いたい者（以下「まかせて会員」という。）及び子育ての援助を受けたい者（以下「おねがい会員」という。）であって、センターの趣旨・目的を理解し、かつ次の要件を満たす者とする。

- (1) 新宮町内に居住する者（おねがい会員は、新宮町内の事業所等に勤務する者を含む）
- (2) まかせて会員は、心身ともに健康で積極的に活動ができる者で、フォローアップ講座を毎年度受講できる者
- (3) おねがい会員は、生後6か月から小学校6年生までの児童（以下「子ども」という）を持つ者

2 まかせて会員とおねがい会員は、これを兼ねることができ、これをどちらも会員という。

(会員の登録)

第7条 まかせて会員、どっちも会員又はおねがい会員として活動しようとする者は、センターに会員申請（登録）カード（様式第1号）を提出し、登録の承認を受けなければならない。

2 会員の登録に当たっては、あらかじめセンターが実施する講習会を受講しなければならない。

3 会員の登録の承認があった会員に対しては、会員証（様式第2号）を発行する。

4 会員は、毎年度末にセンターが送付する会員登録確認カード（様式第3号）に記入し、すみやかに返送しなければならない。

(会員の遵守事項)

第8条 会員は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない

- (1) 信義に基づき誠実に相互援助活動を行うこと
- (2) 相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等を漏らさないこと
- (3) センター及び相互援助活動を政治、宗教、営利等の目的に利用しないこと
- (4) 毎年、センターが行う活動継続の意思確認に速やかに応じること
- (5) 前各号に掲げる事項のほかセンターの目的に反する行為を行わないこと

(保険)

- 第9条 会員は、相互援助活動中の事故に備え、センターが指定するファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。
- 2 前項の保険の掛金は、センターが負担する。

(退会)

- 第10条 会員が退会しようとするときは、必ずセンターへ届け出るとともに会員証を返還しなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき
 - (2) 死亡したとき
 - (3) 活動継続の意思確認に1年以内に応じなかったとき
 - (4) 故意若しくは重大な過失又は不正な行為により、会員及びセンターに損害を与えたとき
 - (5) その他会員としてふさわしくない行為や、センターの目的に反する行為を行ったとき

(相互援助活動)

- 第12条 相互援助活動の内容は、子育ての援助を必要とする子どもに対する、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 保育施設の保育開始時まで子どもを預かること
 - (2) 保育施設や学童保育等の終了後又は学校の放課後に、子どもを預かること
 - (3) 保育施設等と自宅間の子どもの送迎を行うこと
 - (4) 冠婚葬祭による外出、他の子どもの学校行事の際、子どもを預かること
 - (5) 買い物等外出の際、子どもを預かること
 - (6) その他、会員の仕事と育児の両立及び児童の福祉の向上のために必要な援助
- 2 子どもを預かる場合は、原則としてまかせて会員の住居において行うものとする。
- 3 自家用自動車による援助活動は、原則として行わないものとする。
- 4 子どもの服薬は原則行わないこととする。塗布薬に限り、与薬依頼書を事前にセンターへ提出することにより、依頼することができる。

(援助活動時間)

- 第13条 援助活動時間は、原則として1時間を単位とし、1時間を超える場合は、15分を単位とする。
- 2 援助活動時間は、次の各号に掲げる時間の範囲をいうものとする。
- (1) 援助活動時間は7時から21時まで
 - (2) 子どもをまかせて会員の住居において預かる場合は、まかせて会員が子どもを預かったときから、おねがい会員が子どもを迎えて来たときまで
 - (3) 保育園等への送迎の場合は、まかせて会員が子どもを預かったときから、保育園等に送り届けたときまで、又はまかせて会員が子どもを保育園等から預かったときから、おねがい会員へ引き渡したときまで

(援助の申し込み)

- 第14条 おねがい会員が援助を受けたいときは、アドバイザーに対して援助の中込みをするものとする。
- 2 おねがい会員から援助の申込みを受けたアドバイザーは、援助の内容、日時等を詳細に確認の上、申込みの内容にふさわしいと認められるまかせて会員をおねがい会員に紹介するものとする。(様式第4号援助依頼受付簿に記入)
- 3 おねがい会員は、援助活動依頼申込書(様式第5号)を記入し、援助の内容等について前項の規定により紹介を受けたまかせて会員と事前打合せをし、合意しておくものとする。
- 4 おねがい会員は、援助活動開始後においては、原則として前項による依頼内容以外の援助を、まかせて会員に対し求めてはならない。

(援助活動の記録)

- 第15条 まかせて会員は、前条第3項による援助活動が終了したときは、活動の記録を活動報告書(様式第6号)に記録し、おねがい会員の確認印を受けるものとする。
- 2 まかせて会員は、毎月、前項の活動報告書(様式第6号)および実績カード(様式第7号)を翌月の5日までに、センターに提出するものとする。

(援助活動の報酬)

- 第16条 おねがい会員は、援助活動終了後直ちに、まかせて会員に対して、別に定める基準に従って報酬を支払わなければならない。

- 第17条 この会則に定めのないことについては、別途定める。

附 則

この会則は、平成30年1月1日より施行する。

Q & A

① どんな場合に子どもを預かってもらえますか？

A 理由は問いません。まずご相談ください。

② はじめて子どもを預ける場合、何日前からお願ひすればいいですか？

A 新たにまかせて会員を探し、「事前打合わせ」をする時間などを考えると、1週間以上は余裕をもってセンターへご連絡ください。

③ 今すぐに子どもを預ける予定はないけど、事前にまかせて会員を紹介してもらえますか？

A 依頼なしでの紹介は行っておりません。一度、日時を決めて（例えば1時間～2時間）お子さんを預けていただければ紹介できますので、センターにご相談ください。

④ 「事前打合わせ」は必ずしないといけないですか？

A 必ずお願ひします。まかせて会員はお子さんの顔がわかりませんし、情報もありません。また、お子さんにとっても、いきなり知らない人の家で過ごすのは不安が大きいと考えられるからです。

⑤ 町内の他区に引っ越しすることになりました。センターに連絡しないといけないですか？

A 必ずセンターにご連絡ください。また、退会を希望される場合も必ずセンターにご連絡ください。

⑥ 食事は作ってもらえますか？料金はどれくらいですか？

A 食事をお願ひしたいときは、好き嫌いやアレルギー、金額のことなど、事前打合わせの際に、まかせて会員と決めておきましょう。金額の目安は夕食が200円～300円、おやつが50円～100円です。参考にしてください。（※食事の量や内容によって異なりますので、あくまでも目安としてお考えください。）

⑦ 週3日間お願いしたいのですが、報酬はその都度お支払いするのですか？

A 原則として、活動終了後にまかせて会員に報酬を支払うことになっていますが、毎日同じ時間・同じ活動などの場合は、まかせて会員と話し合って決めてください。

⑧ まかせて会員になったけど、活動紹介の連絡がありません。

A 申し訳ございません。援助依頼申込み内容の曜日、時間など条件にあうまかせて会員に連絡をしています。援助依頼申込の状況によっては、活動紹介の連絡が少ない場合がありますのでご理解ください。

会員番号 No.	氏名
-------------	----



開所時間
月～金曜日
(ただし祝日・年末年始を除く)
8：30～17：00

社会福祉法人 新宮町社会福祉協議会
新宮町ファミリー・サポート・センター

〒811-0119 糟屋郡新宮町緑ヶ浜4-3-1

TEL 092-692-9622 FAX 092-963-0127

MAIL kodomo@helen.ocn.ne.jp

令和5年4月発行